

平成 27 年 7 月 23 日

松阪市議会議長 水谷 晴夫様

松阪市議会 青凜会
沖 和哉

研 修 報 告 書

平成 27 年度 よりそいホットライン フォーラム

岩手の“よりそい型支援”を 考える

～被災地よりそいホットラインと生活困窮者自立支援制度～

開催日：平成 27 年 7 月 13 日（月）

開催場所：いわて県民情報交流センター（岩手県盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 7 番 1 号）

内 容：被災地における生活困窮者支援の在り方と今後の課題、地域連携について

基調説明：厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長 熊木 正人 氏

登壇者：一般社団法人社会的包摂サポートセンター コーディネーター 山屋 理恵 氏

盛岡市保健福祉部生活福祉第一課 課長 安ヶ平 潤 氏

岩手県復興局生活再建課 主任主査 前川 貴美子 氏

岩手県保健福祉部地域福祉課 総括課長 藤原 寿之 氏

パネルディスカッション

パネリスト：岩手県復興局生活再建課 主任主査 前川 貴美子 氏

岩手県社会福祉協議会いわて県央生活相談室 主任 和山 亨 氏

盛岡市保健福祉部生活福祉第二課 副主幹査察指導員 佐久山 久美子 氏

コメンテーター：厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長 熊木 正人 氏

一般社団法人社会的包摂サポートセンター 代表理事 熊坂 義裕 氏

コーディネーター：一般社団法人社会的包摂サポートセンター コーディネーター 山屋 理恵 氏

基調説明

厚生労働省 社会・援護局 生活困窮者自立支援室 室長 熊木 正人 氏

生活困窮者自立支援法の立法化の目的 → 自治体に義務付けるためのもの
法律を執行するという意識で動かすのではなく、現場で感じていた様々な課題解決のために、法律を使うことを考えて欲しい。その上で、様々な制度の狭間にあったために、既存の制度を利用することが難しかった方々に対し、包括的に支援を繋げてほしい。

【自立支援制度の理念】

- ・ 困窮者の方々の自立と尊厳。
- ・ 支援を通じた地域づくり

【目指すべき新しい支援のかたち】

- ・ 早期的支援・・・困窮者の方は自分で **SOS** を出せない方が多い。
アウトリーチ（訪問支援）も含め、より積極的につながっていく必要がある。

【埋もれているニーズ】

例）秋田県最北端 藤里町（人口 3000 人規模）

18 歳から 55 歳の不就業で引きこもり状態の方 118 人

つまり、全国どこの自治体においても存在する可能性の実例である。

【予算について】

全国民ひとりひとりから、約 500 円いただいている状態

事業の基本基準予算額は、全国自治体の中で、満額使っているところが少ない。

出来る限り予算を組み込み、積極的な展開をしてほしい。

【事業展開について】

任意事業の実施状況（全国民福祉事務所 901）

4 事業すべてやっていない自治体が 45%（松阪市も未実施）

相談事業だけやっても、本来の出口支援に向けたビジョンが作れないはず。任意事業だけやったらいいわけではもちろんないが、ひとつの目安として事業化した。また、これまでの困窮者支援の現場からの声を反映させた結果である。ひとつひとつ具体化させてほしい。

また、新規相談の受付件数を増やしていかななくては意味がない。事業・制度の幅広い広報を充実させなければ、本来目指すべき事業が成り立たない。自治体ホームページでの相談窓口がわかりにくい（ネーミングも含めて）現状もある。わかりやすい名前、わかりやすい表記が大事であり、誰もが制度につながるための準備をする必要があるし、その体制を作る義務が自治体にはある。インターネットを利用できない困窮者も多数いるわけで、市のホームページに載せたからと言って、それは広報ではない。関係機関への周知を徹底してはかるべきであり、その他の方法を考え付く限り展開していかないと、捕捉できない。

【就労支援について】

福祉畑では就労支援は本来であれば不得意であると考えられる。当事者目線・福祉支援者目線だけでなく、企業目線で課題を精査し、支援を組み立てる必要がある。包括的な支援に向けて、官民連携、福祉と異分野が出来る限り繋がってほしい。これまでのキャリア支援だけでも駄目だし、ニーズに合った支援方法を考え出してほしい。

【地域連携について】

3月と6月に、厚労省から自治体に向けてよりそいホットラインと連携することを指示した。基本的に9時—5時営業となる自治体の稼働時間の隙間を埋めるためにも、困窮者の方々の利益を最優先して、地域のさまざまな機関が協働することで地域課題の解決を目指してほしい。そのためにも、地域の関係機関がそれぞれとの関係性を強めるべきであるし、各地に点在する社会資源を分断せず、密な連携をとってほしい。

- パネルディスカッション -

テーマ：見えてなかった課題をどうやって掘り起こすか。

（一社）社会的包摂サポートセンター 熊坂 氏

4年前には見えてなかった課題が山積している。いま、自治体の職員や担当、首長も課題が見えていない実態はある。ただども、介護保険の時と同じように、課題が見えてきた時に、自治体職員はしっかりとニーズを把握して事業をすすめていけるはずだと期待している。

岩手県社協 和山 氏

窓口支援での難しさ。時間の制約。ニーズとの違い。結果として、他の機関やネットワー

くで補完しあわないといけない。生育歴に、共通の課題、つらさを抱えている。出来る限り、子どもの時期に多様な支援のアプローチが必要なかもしれない。明日は我が身。無関心を取り除いていくことから、継続していきたい。

盛岡市福祉課 保護担当 佐久山 氏

ライフステージの様々な時点で、様々な支援機関と関わることはあるが、ステージが切り替わる際に支援が途切れることが多々ある。特に、学齢期から高校、就職と進む中で、また、高校中退などで途切れることで、支援者の連携ができていないと、ダイレクトに子どもに負の影響が出る。点での関わりではなく、きちんとした線や面での繋がりを構築していかないといけない。

岩手県復興局 前川 氏

支援者自身のサポートも大切。代理受傷やバーンアウトになる可能性もあり、支援者同士の支えが必要。関係者がタテ割りにならないように、ネットワークで包括的に関わらないとダメ。自死を防ぐための因子を強化していくことで、入り口をとめられる。被災地対策でも、自死対策でも、地域でのコミュニティが大きなポイントになる。ハードだけでは埋もれてしまう可能性もある。実際に困っている方々の気持ちに寄り添わないと、結果として別の新たな困り感やダメージを生んでしまう恐れもある。

厚労省 熊木 氏

これまでは制度がなかったことで、見えにくくなっていた現状もあったと考えられる。また、多重な困難さを抱えている方も多く、その結果、ひとつの支援機関がまるっとかかえることもしにくい、踏み込みにくい状況だったのだと思われる。今後は、制度ができたことで、もう一回関係機関ががっつりと関わりあうことが求められるのだと思う。

入り口での、早期発見のためのネットワーク、出口支援のためのステップを組み立てるためのネットワーク、双方が合わさって包括的な支援ができるのだと思う。

個のチカラだけじゃなく、チームで関わることで、バーンアウトを防ぐ。個人としても、1機関としても、丸抱えしないこと。逆に言うと、丸投げしないことでもある。仲間づくり

を進めていってほしい。

(一社) 社会的包摂サポートセンター 熊坂 氏

相談が少ないところは、無いんじゃないかと、見えてないだけ。つまり、何もやってないから、何も見えて無い。今後、銚子市のような悲劇が起これば、法の規定を出来てないことで、自治体としても大きな責任を問われることになる、危機感も持つべきである。地域みんなで、地域の課題を支えていかなくてはいけない。まずは、岩手から第一のモデルを作っていきたい。



所 感

厚労省の熊木室長の危機感、よりそいホットライン山屋氏の積極性と比較し、盛岡市福祉第一課の消極性が際立ったように感じた。もちろん、自立支援法は生活保護世帯を増やすことが目的ではないし、生活保護に至る前の段階で困窮者の受胎の捕捉、早期支援としての就労準備や家計相談等へ繋げていくことが本来の流れではある。しかしながら、相談の過程で一時的に生活保護受給により生計を安定させ、多角的な支援につないでいくスキームの有用性は明らかである。だとすれば、安易に今年度の生活保護申請および支給が減少するだろうとは言えないはずなのだが、少し残念である。

たとえば、生活困窮者自立支援法がスムーズに機能し、保護に至る前段階で支えること

ができるのであれば、保護支給は減少する可能性もないわけではない。やはり、生活困窮者の方々や困窮に至る可能性のある様々な困り感を抱えた方と、日頃実際に関わる支援者の方々と、行政関係者は密に連携を取り、課題の共有化やビジョンの共有をはかるべきだろうと思う。

また、実際の支援に繋いでいく際、行政内にある様々な社会資源をがっちりをつなぎ合わせて、ひとつのパズルを組むように、スクラムを組むように、柔軟なパスサッカーを組み立てなければいけない。松阪市の場合、産業経済部の消費者相談や、福祉部の保健師、教育委員会のSSW、養護教諭、保育士、HWの就労相談員、保護課CWなど、今ある資源と専門員を的確に配置し、運営していくべきである。

また一方で、盛岡市福祉第二課の査察指導員である佐久山氏の熱のこもった現場の声が対照的であった。現場の強い思いは、盛岡市の取り組む家計支援や学習支援など、自立支援法での任意事業への参加にも表われており、現実の課題に向き合う姿勢に積極性を感じられる、力強い発言が多かったように思う。

これはつまり、松阪市でもおおいにあることだと考えられるが、要は庁内の温度差ではないかと思われる。現場と幹部、もしくは現課と財務や企画との温度差である。言い換えれば、危機感の違い。事件は会議室で起きているのではないと叫んだのは、映画のスクリーンの中の刑事だったが、福祉行政も同じである。すべての行政サービスは、現場のニーズつまり利用者（市民）のニーズに適合していなければならないし、ニーズやウォンツに対応するための施策やビジョンを描かなくてはいけない。行政都合ではダメなのだ。そこに対して、どれだけ想像力を働かせて向き合えるか、どれだけ自分事として向き合えるかが、行政職にとっていちばん重要なポイントであると思う。

また、官民の意識のギャップもよく問われるところである。常に民間が先を行っているばかりではないが、福祉分野においてはやはり行政機関の後手が目立つし、開庁時間も含め守備範囲が狭くも感じる。それはつまり、実際に支援やサポートを必要としている方々に対して、うまく関わっていなかったり、届いていなかったりすることを意味する。支援のはざまや隙間をなくすためには、官民の間にある感覚の差を埋め、双方の強みを活かした支援作りをすすめていかななくてははいけない。窓口を設置したから大丈夫なんてことは、決してないのである。

先日、松阪市は福祉部と人権まなび課が協働して、福祉相談窓口のリストを一新した。沖が2年間提案し続けてきた内容をくみ取っていただき、生活サポート室が中心となって企画してくれたものであるが、これは最初の一步に過ぎない。市が地域の社会資源の情報提供を進めていくことは大いに評価したいが、書面でのつながりに終わらず、丸投げにならないよう、積極的な顔の見える連携を進めていくことが必要不可欠であろうと思う。